

ハローワーク御中

株式会社
社員

冠省

私は、株式会社 〇〇〇〇にて、フルタイムで勤務する者です。これまで、法令及び会社に従い、雇用保険及び社会保険に加入して参りました。

しかし、令和3年1月26日に為された「決定」（添付資料①、②をご参照下さい）により、福岡県労働委員会より、「労働者」であることを否定されました。

つきましては、「労働者」ではない以上、「雇用保険」に加入する義務もないかと存じますので、速やかに会社に対し、喪失手続きを行うよう勧告して下さいますよう、お願い致します。

（会社からは、雇用保険上は「労働者」のため、喪失手続きは行うことが出来ない。労働委員会の決定が間違っているのではないかという旨のことを言われ、喪失手続きが未だ行われていません）

また、「労働者」ではないにも関わらず、令和2年4月より毎月納付していた雇用保険料についても、ご返却下さいますよう、お願い致します。

万一、労働委員会とハローワークにおいて、「労働者性」につき、見解の齟齬がある場合は、なぜ、同じ国の機関でありながら「労働者性」に対する判断が異なるのか、その理由を根拠条文、その他内部通達等を明示した上でご説明頂ければ幸いです。念のために決定書（写）を資料としお送りさせていただきます。

お忙しい中恐縮ではございますが、今後の雇用形態等、私の社会生活の根幹に関わる問題でございますので、至急ご回答くださいますよう、お願い致します。

草々

添付資料

添付資料①「福岡労委令和2年（不）第6号 決定書（写）」

添付資料②「福岡労委令和2年（不）第5号 決定書（写）」

以上